

法学研究科

第 1 章	理念・目的	1
第 3 章	教員・教員組織	7
第 4 章	教育内容・方法・成果	
1	教育目標、学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針	14
2	教育課程・教育内容	21
3	教育方法	26
4	成果	33
第 5 章	学生の受け入れ	38
第 7 章	教育研究等環境	45

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学研究科

基準 No	基準項目
1	理念・目的

理念・目的は大学のもつ個性や特徴を明らかにするものであると同時に、学問の自由を保障し、「広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」(学校教育法 第 83 条第 1 項)という大学の目的にも沿い、最高の教育機関として、また、学術文化の研究機関として、ふさわしい内容を有するものであることが必要である。

大学は、自ら掲げる理念・目的を具現化するために、教育研究活動に必要な組織・制度とその諸条件を整備し、その機能を十分に発揮することが必要である。同時に大学は、理念・目的に照らして教育研究活動の充実向上のための検証を行う必要がある。

また、理念・目的は、刊行物やホームページ等を通じて、学内の構成員に周知させるとともに、社会に対しても明らかにする必要がある。

大学は、こうした理念・目的自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記 (1) に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記 (2) に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
101	大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	
	評価の視点	
	①	理念・目的を明確にしているか。
	②	理念・目的間の整合性は取れているか。
	③	実績や資源からみて理念・目的は適切か。
	④	理念・目的の個性化
年度始	現状の確認	
法学研究科は、建学の精神と校訓(基準 No.1 大学全体シート参照)に基づき、「教育研究上の目的」を学則に、「教育理念及び教育方針と目標」を『大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標』に定めている(資料1,2)。 社会の生涯教育の要請に応えるとともに、広い視野に立った学識を修得させ、専門性が求められる実務能力を養うことを目的として、その実現のため、法学研究科に17名の教員を配し、法学の基幹科目から政治・経済科目まで多様な科目を配置しており、教育研究上の目的の達成に適うものとなっている。また、生涯教育の要請に応えるという目的のため、公開講座や公開講義を法学研究科が主体となって提供・開催し、目的に適う形となっている。 法学研究科では、広い視野に立った学識を修得させ、専門性が求められる実務能力を養うことを目的とし、法学の基幹科目から政治学・経済学科目まで多様な科目を配置しているが、その中心に、法学・政治学科目を据え、とりわけ、博士後期課程では、高度の研究能力を有する研究者や専門性を有する職業人を育成することを目的とするところが特色である。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
- 引き続き、理念・目的が教育研究指導に適切に具現化されているかを検証する。 - 引き続き、研究者や高度の専門的実務家の育成のみならず、公開講座等を通じて、社会の生涯教育の要請に応えていく。 - 税理士を志望する者への教育指導体制をより充実させる。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
合同論文指導を実施し、理念・目的を教育研究指導に反映させた。		新入生に対応した新カリキュラムの充実に努める。
秋学期公開講座を実施して、8名の参加を得た。		引き続き、新たな公開講座を計画する。
1名の修士号取得者を輩出した。		引き続き、2年間での学位取得が可能な教育指導体制の整備に努める。
税法を専攻した修了者が、税理士試験の「学位による税試験科目免除」を受けた。		引き続き、学位論文の質の確保に努める。
公開講座の内容を出版し、社会の生涯教育の要請に応えた。		公開講座の出版を継続する。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
3ポリシーの改訂作業が進んでいない。		3ポリシーの改訂作業を進める。

項目No	点検・評価項目	
102	大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（学生・教職員）に周知され、社会に公表されているか。	
	評価の視点	
	⑤	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性
	⑥	社会への公表方法
	⑦	明示媒体による違いはないか。
年度始	現状の確認	
理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知している(資料3)。「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも掲載し、大学構成員への周知を図っている(資料4)。 在学生については、入学時に『履修要綱』を配布し、新入生オリエンテーション時に『履修要綱』の内容について、法学専攻主任が説明している(資料4)。このほか、公開講座や公開講義においても紹介をしている。今後は、周知方法の有効性について検証していく必要がある。 大学院学則第5条2項の「教育研究上の目的」は、大学院ホームページ内の法学研究科の箇所で掲げられ、『履修要綱』にも記載されており、その内容は、矛盾するところなく、整合性が取れている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・理念・目的は、従来どおり『履修要綱』とホームページによって学生および教職員に周知する。 ・理念・目的は、引き続きホームページによって社会に公表し、周知する。 ・理念・目的の周知方法の有効性について検証する。 ・『履修要綱』とホームページに掲載している理念・目的の内容が不整合にならないよう、表現や趣旨について、法学研究科運営委員会が確認する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
理念・目的は、方針の通り学内外に周知した。		3 ポリシーの改訂にあわせて、内容を修正していく。
「履修要綱」とホームページ掲載の内容が異ならないよう、法学研究科運営委員会で確認した。		
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
103	大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	
	評価の視点	
	⑧	定期的に検証を行っているか。
年度始	現状の確認	
法学研究科自己点検・評価委員会の規程に基づき、理念・目的の適切性を定期的に検証している(資料5)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・引き続き、法学研究科運営委員会および法学研究科自己点検・評価委員会において、理念・目的の適切性について検証していく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
随時関連委員会を開催し、適切性の検証をおこなってきた。		継続的な検証に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
101	大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	①	理念・目的を明確にしているか。	A	A	A	A	A	A
		②	理念・目的間の整合性は取れているか。	A			A		
		③	実績や資源からみて理念・目的は適切か。	A			A		
		④	理念・目的の個性化	A			A		
102	大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（学生・教職員）に周知され、社会に公表されているか。	⑤	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性	A	A	A	A	A	A
		⑥	社会への公表方法	A			A		
		⑦	明示媒体による違いはないか。	A			A		
103	大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	⑧	定期的に検証を行っているか。	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学大学院学則 第5条第2項
2	大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標
3	関東学院大学ホームページ「1.大学の教育研究上の目的に関すること」 (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/content/files/about/disclosure/2015/disclosure_1-1-3.pdf)
4	大学院法学研究科 2016 年度履修要綱
5	関東学院大学大学院法学研究科自己点検・評価委員会規程

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学研究科

基準 No	基準項目
3	教員・教員組織

大学は、大学として求める教員像や教員組織の編制の方針を明確に定め、学部・研究科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けるとともに、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある。また、大学は、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制する必要がある。

大学は、教員の募集、採用、昇任等を適切に行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮する必要がある。教員の採用に際しては、広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図るとともに、明文化された基準と手続きに従い、公正かつ適切な方法で採用を行わなければならない。その際、大学は高度の教育機関であるとともに、学術研究の中心機関でもある点を考慮し、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学界および社会における活動実績等に留意して、候補者を選考する必要がある。また、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に留意するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて教員の適正な男女比構成にも配慮することが重要である。

大学は、教員の資質向上を図るために、組織的に、また、多面的に必要な措置を講じなければならない。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
301	大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	
	評価の視点	
	①	教員に求める能力・資質等を明確にしているか。
	②	教員構成を明確にしているか。
	③	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしているか。
年度始	現状の確認	
2014 年度に「大学院法学研究科教員選考規程」を新たに制定、これまでの「法学研究科教員選考基準(申合せ)」を「大学院法学研究科教員選考基準」として規程化し 2015 年度より施行した。両規程に「法令で規定されている要件」を明文化している(資料 1、2)。 「教員の使命と役割」については、大学院学則第 48 条に明文で定めており、本規程に基づいて、法学研究科において、教員選考に関する規程が設けられている(資料 3)。 研究科教員構成として研究科委員長のもとに専攻主任を配置し、専攻主任が専攻内での議論を活かす運営体制を整えている。 研究科の意思決定・調整機関として研究科委員会を設置し教育・研究にかかる責任の所在を明らかにするとともに、研究科委員会のもとに研究科運営委員会、自己点検・評価委員会、FD 委員会等を設置し、教員の参加と役割分担を明確にして組織的な連携体制を構成している(資料 4～7)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2014 年度から 2015 年度にかけて制定した諸規程・諸基準に基づき、適切な運営を行い、問題点があれば検討の上適宜修正する。		
年度末	点検(振り返り)	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容(特色ある取組や成果創出など)		伸長方策(将来に向けた発展方策)
諸規程を支障なく運用している。		引き続き、適切な規程の運用に努める。
改善すべき事項		
内容(明らかになった課題点など)		改善方策(将来に向けた発展方策)
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目																													
302	学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。																													
	評価の視点																													
	④	編制方針に沿った教員組織を整備しているか。																												
	⑤	専任教員の年齢構成等は適切か。																												
	⑥	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備しているか。																												
	⑦	研究科担当教員の資格を明確にしているか。(研究科、法務研究科)																												
	⑧	研究科担当教員を適正配置しているか。(研究科、法務研究科)																												
年度始	現状の確認																													
設置基準上必要となる教員数を満たす教員を配置している(資料8)。 教員組織については、大学院学則のもとに、大学院法学研究科委員会規程、大学院法学研究科運営委員会規程、法学研究科自己点検・評価委員会規程を設け、主たる教員組織を構成している。 各教員の科目担当については、研究科委員会のもとに業績審査委員会を組織して、授業科目と担当教員の適合性を判断し、研究科委員会で審議を行い、その後、研究科委員長会議に諮る。 法学研究科は、伝統的な法律学だけでなく、広く政治学系を含む「法学」専攻の1専攻となっており、公共関係法・経済関係法の2専修分野の教員により教育・研究指導を行なっている。 教員組織の適切性について、その検証に関する責任主体は研究科委員会である。とくにカリキュラムにおける専修分野の編成等については、研究科委員長と専攻主任が属する法学研究科FD委員会において審議・検討し、研究科委員会において承認を得ることとしている(資料6)。 課程別に各専修分野と教員配置との関係について見てみると、下表のとおりである(2016年5月1日現在)。配置は適正である。																														
<table><tr><th colspan="5">法学専攻博士前期課程</th></tr><tr><th rowspan="2">専修分野別</th><th colspan="2">授業科目数</th><th rowspan="2">科目担当教員数</th><th rowspan="2">研究指導教員数</th></tr><tr><th>講義 演習</th><th>合同論文指導</th></tr><tr><td>公共関係法</td><td>70</td><td rowspan="2">4</td><td>9</td><td>8</td></tr><tr><td>経済関係法</td><td>55</td><td>8</td><td>7</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">129</td><td>17</td><td>15</td></tr></table>					法学専攻博士前期課程					専修分野別	授業科目数		科目担当教員数	研究指導教員数	講義 演習	合同論文指導	公共関係法	70	4	9	8	経済関係法	55	8	7	合計	129		17	15
法学専攻博士前期課程																														
専修分野別	授業科目数		科目担当教員数	研究指導教員数																										
	講義 演習	合同論文指導																												
公共関係法	70	4	9	8																										
経済関係法	55		8	7																										
合計	129		17	15																										
<table><tr><th colspan="5">法学専攻博士後期課程</th></tr><tr><th rowspan="2">専修分野別</th><th colspan="2">授業科目数</th><th rowspan="2">科目担当教員数</th><th rowspan="2">研究指導教員数</th></tr><tr><th>講義</th><th>合同論文指導</th></tr><tr><td>公共関係法</td><td>28</td><td rowspan="2">6</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>経済関係法</td><td>24</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">58</td><td>12</td><td>11</td></tr></table>					法学専攻博士後期課程					専修分野別	授業科目数		科目担当教員数	研究指導教員数	講義	合同論文指導	公共関係法	28	6	6	6	経済関係法	24	6	5	合計	58		12	11
法学専攻博士後期課程																														
専修分野別	授業科目数		科目担当教員数	研究指導教員数																										
	講義	合同論文指導																												
公共関係法	28	6	6	6																										
経済関係法	24		6	5																										
合計	58		12	11																										
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定																													
・2016年度も、各専修分野における科目と教員配置が適切となるように検証する。 ・教員の科目適合性の審査の手続きは、適切に整備され、これまで適切に運用されてきた。今後引き続き、適切に運用されるように努める。																														
年度末	点検(振り返り)																													
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項																														
内容(特色ある取組や成果創出など)			伸長方策(将来に向けた発展方策)																											
専修分野における科目と教員配置は適切である。			今後も適切な教員配置を維持する。																											
改善すべき事項																														
内容(明らかになった課題点など)			改善方策(将来に向けた発展方策)																											
特になし。			特になし。																											

項目No	点検・評価項目	
303	教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	
	評価の視点	
	⑨	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きを明確にしているか。
	⑩	規程等に従った適切な教員人事を行っているか。
年度始	現状の確認	
大学院担当教員は学部教員の兼担であるため、採用人事は学部教授会を通じて、大学全体の規程・基準・方針に基づいて定めた求める教員像に沿って教員を選考している。 法学研究科における講義担当および研究指導担当教員の任用については、大学院学則第 48 条に基づいて、大学院法学研究科教員選考規程および大学院法学研究科教員選考基準を制定し、2015 年度より施行している。<u>(資料 1、2)</u>。 学部専門科目の専任教員を大学院担当として任用する場合は、研究科委員会において科目設置の必要性和適切性を審議し、承認を得た科目について担当者の業績を審査している。 教員人事については、大学院法学研究科教員選考規程および大学院法学研究科教員選考基準に従って、研究科運営委員会および業績審査委員会で審議し、最終的に、研究科委員会で承認する手続きを設けている。教員人事は、これらの 3 つの機関での審議を行うとともに、必ずこの手続きを経なければならないものとなっており、これまで、教員人事は適切に行われている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・法学研究科の講義および研究指導を担当する教員の任用に関して、教員人事手続は適切に行われており、引き続き適切に行われるように検証していく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
適切におこなわれている。		今後も適切におこなわれるよう努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
304	教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。 ※ ここでの FD は「教員の資質向上」に関する活動を指す。「教育課程や教育内容・方法の改善」に関する活動は、点検・評価項目 No. 434 参照。	
	評価の視点	
	⑪	教員の教育研究活動等の評価を実施しているか。
	⑫	ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性
年度始	現状の確認	
2013 年度より、専任教員の自己点検・評価を開始した。2014 年度より、法学部・法学研究科自己点検・評価委員会から独立し、法学研究科の自己点検・評価を単独で行っている。法学研究科自己点検・評価委員会において、教員の自己点検・評価の点検を行う(資料 5)。 大学院法学研究科の実務は、法学研究科運営委員会が行っており、恒常的チェック体制は、この運営委員会が中心となって運営されている(資料 4)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・2015 年度においては、教員の自己点検・評価は適切に行われており、引き続き適切に行われるように検証していく。自己点検・評価シートを使用して、自己点検・評価委員会において点検作業を行い、組織的な仕組みを検討し、設けていく。 ・研究科における共同研究プロジェクトを進める。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
所属教員による研究報告会を年間 7 回にわたり実施した。		引き続き研究報告会を実施し、所属教員の資質向上をはかる。
昨年度に引き続き、共同研究プロジェクトの一環として、科学研究費補助金(基盤研究B)への申請をおこなった。		審査結果の如何に関わらずプロジェクトを継続し、教員の資質向上をはかる。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
301	大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	①	教員に求める能力・資質等を明確にしているか。	S	A	A	S	A	A
		②	教員構成を明確にしているか。	A			A		
		③	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしているか。	A			A		
302	学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	④	編制方針に沿った教員組織を整備しているか。	A	A		A	A	
		⑤	専任教員の年齢構成等は適切か。	A			A		
		⑥	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備しているか。	A			A		
		⑦	研究科担当教員の資格を明確にしているか。（研究科、法務研究科）	S			S		
		⑧	研究科担当教員を適正配置しているか。（研究科、法務研究科）	A			A		
303	教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	⑨	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きを明確にしているか。	S	S		S	S	
		⑩	規程等に従った適切な教員人事を行っているか。	S			S		
304	教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	⑪	教員の教育研究活動等の評価を実施しているか。	A	A		A	A	
		⑫	ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	大学院法学研究科教員選考規程(2015 年 4 月施行)
2	大学院法学研究科教員選考基準(2015 年 4 月施行)
3	関東学院大学大学院学則
4	大学院法学研究科運営委員会に関する規程
5	大学院法学研究科自己点検・評価委員会規程
6	大学院法学研究科 FD 委員会規程
7	大学院法学研究科委員会規程
8	2016 年度大学基礎データ 表 2

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学研究科

基準 No	基準項目
4	教育内容・方法・成果
41	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定めこれに基づき「学位授与方針（DP）」および「教育課程の編成・実施方針（CP）」を明示しなければならない。

「DP」には、学位の授与にあたり、学位授与基準および当該学位に相応しい学習成果を明確に示す必要がある。また、「CP」には、教育内容、学修時間、科目の履修順序など教育活動の体系性を示すとともに、教育課程を構成する授業科目の科目区分、授業形態、教育方法など教育課程を円滑に実施するための基本的方策の枠組みを示す必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、簡条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
411	教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しているか。	
	評価の視点	
	①	教育目標を明示しているか。
	②	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しているか。
	③	教育目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性は取れているか。
	④	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に修得すべき学修成果を明示しているか。
年度始	現状の確認	
教育目標(教育方針と目標)は明確に示している(資料1)。 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針の3つのポリシー(以下「3 ポリシー」という。)についても示している。(資料1)。 学位授与の要件(修了の要件)については、学則および履修規程、履修要綱に明確に示している(資料2～4)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 3 ポリシーを再策定する。 ・ 教育目標と学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性を確保する。 ・ 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に修得すべき学修成果を明示する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
教育目標は学位授与方針との整合性が取られ、修得すべき学修成果も明示されている。		より一層の整合性を確保していく。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
新しい3 ポリシーの策定が未だ完了していない。		3 ポリシーの再策定を進める。

項目No	点検・評価項目	
412	教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示しているか。	
	評価の視点	
	⑤	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示しているか。
	⑥	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性は取れているか。
	⑦	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示をしているか。
年度始	現状の確認	
教育課程の編成・実施方針についても明示している。 <u>(資料1)</u> 。 授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等について、学則および履修規程、履修要綱に明確に示している <u>(資料2～4)</u> 。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の整合性を確保する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
2つのポリシーの整合性は取れている。		より一層の整合性を確保する。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
413	教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が、大学構成員（学生・教職員）に周知され社会に公表されているか。	
	評価の視点	
	⑧	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性
	⑨	社会への公表方法
年度始	現状の確認	
教育目標および3つのポリシー、学位授与の要件(修了の要件)、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等について、履修要綱およびホームページに掲載し、学生・教職員への周知および社会への公表を行っている(資料4～8)。 また、教員に対しては、研究科委員会において周知している。学生に対しては、履修要綱やシラバスを通じて周知するだけでなく、新入生オリエンテーション、学修支援システム(Olive Class)、授業初回ガイダンス等でも説明し、周知徹底を図っている。 今後は、周知方法の有効性について検証していく必要がある。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・教育目標(教育方針と目標)について、法学研究科ホームページ(オリジナルサイト)への掲載を行う。 ・周知方法の有効性について検証していく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
3 ポリシーの再策定を進めている。		3 ポリシーの早い時期の再策定を目指す。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし		特になし。

項目No	点検・評価項目	
414	教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について定期的に検証を行っているか。	
	評価の視点	
	⑩	定期的に検証を行っているか。
年度始	現状の確認	
自己点検・評価委員会を中心に、教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)について、定期的に検証を行っている(資料9)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の適切性について定期的に検証を行っていく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
運営委員会において、2 つのポリシーの適切性について検証をおこなった。		検証結果を再策定の作業に反映させる。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）						
				昨年度			年度末			
				2015 年度			2016 年度			
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準	
411	教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しているか。	①	教育目標を明示しているか。	A	A		A	A		
		②	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示しているか。	A						A
		③	教育目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性は取れているか。	A						A
		④	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に修得すべき学修成果を明示しているか。	A						A
412	教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示しているか。	⑤	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示しているか。	A	A	A	A	A	A	
		⑥	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性は取れているか。	A			A			
		⑦	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示をしているか。	S			S			
413	教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が、大学構成員（学生・教職員）に周知され社会に公表されているか。	⑧	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性	A	A		A	A		
		⑨	社会への公表方法	A			A			
414	教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について定期的に検証を行っているか。	⑩	定期的に検証を行っているか。	A			A			

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学 理念・目的等 p.55～57
2	関東学院大学大学院学則 第2～3章
3	関東学院大学法学研究科履修規程
4	大学院法学研究科 2016 年度履修要綱
5	関東学院大学ホームページ「関東学院大学の情報」(1.大学の教育研究上の目的に関する事、5.授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事、6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関する事) http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html
6	関東学院大学法学研究科ホームページ(オリジナルサイト)「ディプロマ・ポリシー(専攻紹介)」 http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=29
7	関東学院大学法学研究科ホームページ(オリジナルサイト)「カリキュラム・ポリシー(専攻紹介)」 http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=28&tmid3=49
8	関東学院大学法学研究科ホームページ(オリジナルサイト)「アドミッション・ポリシー(専攻紹介)」 http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=5&tmid3=18
9	関東学院大学法学研究科自己点検・評価委員会規程

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学研究科

基準 No	基準項目
4	教育内容・方法・成果
42	教育課程・教育内容

大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成する必要がある。

教育課程の編成にあたっては、いずれの専門分野にあっても、国際化や情報化の進展、また学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。その際、学部・研究科等の教育目標、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し体系的かつ効果的に編成する必要がある。

また、いずれの課程においても各課程にふさわしい教育内容を提供する必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
421	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	
	評価の視点	
	①	必要な授業科目が開設されているか。
	②	順次性のある授業科目が体系的に配置されているか。
	③	専門教育・教養科目の位置づけが適切になされているか。（学部）
	④	コースワークとリサーチワークのバランスが取れているか。（研究科）
⑤	教育課程の体系および順次性を明示しているか。	
年度始	現状の確認	
法学専攻を設置し、博士前期および博士後期の教育課程を編成している。教育課程においては、学則および履修規程、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、「公共関係法」および「経済関係法」の2つの分野における必要な授業科目を開設し、修了要件を定めている（資料1～4）。 学生は、入学に際し専修分野を1つ選択し、専修分野に応じて自己の指導教授を定める。なお、コースワークである講義科目と、リサーチワークである演習科目を配置し、指導教授による研究指導も合わせて、バランスのとれた教育体系となっているといえる。 博士前期課程では、「専修コース」および「研究者養成コース」の2コース制を導入している。また、講義科目、演習科目、研究指導科目の3つに分類した科目群を開設している。さらに、講義科目には基礎講義科目および特殊講義科目、演習科目には専門応用の演習科目を開設し、順次性を有した体系的な教育課程を編成している。なお、講義科目においては、基礎講義科目から特殊講義科目へと段階的に配置している。 博士後期課程では、講義科目および研究指導科目の2つに分類した科目群を開設し、学位論文の作成に向けた指導を充実させている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 現在の体制を維持していく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
休講科目の削減を実施した。		引き続き、休講科目の削減に努める。
博士後期課程開講科目の統合を実施した。		開講科目の適切性の検証に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
422	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	
	評価の視点	
	⑥	学士課程教育に相応しい教育内容の提供をしているか。（学部）
	⑦	初年次教育・高大接続に配慮した教育内容となっているか。（学部）
	⑧	専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。（研究科）
	⑨	理論と実務との架橋を図る教育内容の提供をしているか。（法務研究科）
	⑩	教育内容の適切性について定期的に検証を行っているか。
年度始	現状の確認	
博士前期課程では、講義科目において、特に、専修コースにおいては、いわゆるリカレント教育にも対応すべく専修分野の基礎をなす歴史や原理の理解を図る内容となっている。 また、専門応用の演習科目において、専門領域やその隣接領域における問題に対する主体的なアプローチ能力を獲得する。さらに、研究指導科目においては、すべての指導教員が参加する研究会形式の内容となっている。 博士後期課程では、講義科目の特殊研究科目において、博士前期課程から一貫した指導教員により、専門分野における問題の探し出し方や課題の設定方法および法的思考や論理の立て方（問題関心ないし課題の意義および適切性）、論文執筆、研究報告・議論の方法（積極的かつ的確なコミュニケーション）など、学問研究に必須の能力の涵養を図っている。研究指導科目において、すべての指導教員が参加する研究会形式で授業を実施し、研究報告に基づく先端的かつ高度な質疑を通じて、学位論文作成のための研究の視座に加えて、積極的かつ的確なコミュニケーション能力の涵養を図っている。 このように、段階的・体系的な講義科目に加え、全指導教員の参加する集団指導により、専門分野の高度化と学際性に対応する教育内容を提供している。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・現状の教育体制を維持していく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
全教員の参加する合同論文指導を実施した。		今後も教育体制の維持に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
421	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	①	必要な授業科目が開設されているか。	A	A		A	A	
		②	順次性のある授業科目が体系的に配置されているか。	A			A		
		③	専門教育・教養科目の位置づけが適切になされているか。（学部）						
		④	コースワークとリサーチワークのバランスが取れているか。（研究科）	-			-		
		⑤	教育課程の体系および順次性を明示しているか。	A			A		
422	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	⑥	学士課程教育に相応しい教育内容の提供をしているか。（学部）		A	A		A	A
		⑦	初年次教育・高大接続に配慮した教育内容となっているか。（学部）						
		⑧	専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。（研究科）	A			A		
		⑨	理論と実務との架橋を図る教育内容の提供をしているか。（法務研究科）						
		⑩	教育内容の適切性について定期的に検証を行っているか。	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学大学院学則 第2、3章
2	関東学院大学大学院法学研究科履修規程
3	関東学院大学 理念・目的等 p.55～57
4	大学院法学研究科 2016 年度履修要綱

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学研究科

基準 No	基準項目
4	教育内容・方法・成果
43	教育方法

大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な授業形態を採用するとともに、教育効果を十分に発揮するために、教育方法の改善に多面的な努力を払う必要がある。

学生の学修意欲を促進させるために、適切な履修指導を行うとともに、適切なシラバスを作成し授業計画に基づいて教育研究指導を行い、授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど、学修の活性化のための十分な措置を講ずることが必要である。

履修単位の認定方法に関しては、各授業科目の特徴や内容、履修形態等を考慮し、期待する学習成果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとることが必要である。また、教育の質を保証するために、厳格かつ適正な成績評価を行う必要がある。

大学は、教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の一環として、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
431	教育方法および学修指導は適切か。	
	評価の視点	
	①	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）を採用しているか。
	②	履修科目登録の上限を適切に設定しているか。
	③	学修指導が充実しているか。
	④	学生の主体的参加を促す授業方法を用いているか。
	⑤	研究指導計画に基づき研究指導・学位論文作成指導を行っているか。（研究科）
	⑥	実務的能力の向上を目指した教育方法を用い、学修指導を行っているか。（法務研究科）
年度始	現状の確認	
教育目標の達成に向け、授業科目毎に到達目標を定め、適切な授業形態を採用している。なお、授業科目毎の到達目標および授業形態はシラバスに明記している(資料1)。 履修科目登録の上限においては、各年次の上限を28単位と履修規程に定めている。また、学生は指導教授の指導を受けて履修科目を決定しなければならない旨も定めている(資料2)。 学修指導においては、在籍学生の多くは社会人入学者であり、リカレント教育に即した形で、博士前期課程では基礎講義から始まる段階的履修制度を採用し、基礎講義では邦語文献を使用して実施することを教員間で申し合わせている(資料3)。 また、集団指導による研究会形式の研究指導科目において、学位論文作成に向けた学生の主体的な取組みを促し、修士論文と博士論文の双方について義務付けられている公開の中間報告を実施し、それを経て学位取得に至るというプロセスによって、研究指導計画に基づく研究指導・学位論文指導を実施している。 他にも、授業科目担当者の全員にオフィスアワーを設定し、シラバスに明示することで、学生への学修指導のさらなる充実を図っている。 履修規程、修士論文および博士論文の提出・審査の日程、学位取得のプロセス等については、履修要綱に明示している(資料4)。また、シラバスと合わせて、ホームページでも公表している(資料5、6)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
- 適切な授業形態を採用していく。 - 学修指導を充実させる。 - 学生の主体的参加を促すように授業方法を工夫していく。 - 研究指導計画に基づいた適切な研究指導・学位論文作成指導を行っていく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
研究指導計画に基づいた適切な教育および学習指導をおこなっている。		適切な指導の継続に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
432	シラバスに基づいて授業が展開されているか。	
	評価の視点	
	⑦	シラバスの内容の充実を図っているか。
	⑧	授業内容・方法とシラバスとの整合性は取れているか。
	⑨	シラバスの内容に対する検証を組織的に行っているか。
年度始	現状の確認	
WEBシラバスシステムを導入し、全学部・研究科で統一書式による運用を行っている。 また、シラバスの内容に対する組織的な検証体制を拡充させるために、段階的に組織的なシラバスチェック体制の整備を行うことを全学的に決定して、2016年度のシラバスからチェックを実施している(資料7)。 なお、シラバスの内容は、少人数講義・演習という現状に立脚するものとなっている。また、少人数ゆえに、受講生へシラバスの内容についての説明・周知を十分に行うことができる。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 授業内容・方法とシラバスとの整合性の評価指標を開発し、整合性が保たれるように努める。 ・ 運営委員会において授業とシラバスの内容についての整合性・適合性、シラバスの記載の適切性を引き続き検証する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
シラバスチェックを継続して実施している。		引き続き、シラバスの適切な検証に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
433	成績評価と単位認定は適切に行われているか。	
	評価の視点	
	⑩	成績評価方法・評価基準を明示しているか。
	⑪	単位認定は単位制度に基づき適切に行われているか。
⑫	既修得単位認定は適切に行われているか。	
年度始	現状の確認	
学則に基づき履修規程を定め、成績評価および単位認定を適切に行っている(資料 2、8)。 単位認定について、単位の算定基準を定め、それに基づき授業科目の単位数を設定している。また、単位互換協定を結んだ他の大学院において、特別聴講学生等として修得した単位について、研究科委員会の審議を経て、10 単位を超えない範囲で単位認定を行っている。さらに、入学前に他の大学院において修得した単位、科目等履修生として修得した単位についても、研究科委員会の審議を経て、大学院学則第 13 条の規定により修得した単位と合わせて、10 単位を超えない範囲で単位認定を行っている。 なお、成績評価方法・基準については、シラバスにより学生に明示している(資料 1)。また、成績の評価および単位制度、単位の認定等、履修規程については、履修要綱において学生に明示している(資料 4)。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 成績評価と単位認定を適切に行う。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
合同論文指導について、担当者全員が参加する会合を開催し、適切な成績評価に努めた。		引き続き、適切な成績評価に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
434	教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。 ※ ここでの FD は「教育課程や教育内容・方法の改善」に関する活動を指す。「教員の資質向上」に関する活動は、点検・評価項目 No. 304 参照。	
	評価の視点	
	⑬	教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を実施しているか。
年度始	現状の確認	
全研究科で秋学期に実施している「教育・研究指導改善アンケート」に加え、本研究科で実施している「院生と教員の懇談会」は、教育目標の達成と学位取得に向けた教育方法および内容の検証材料となっている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を実施する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
研究科運営委員会において、教育成果の検証を実施した。		引き続き、教育成果の検証に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）						
				昨年度			年度末			
				2015 年度			2016 年度			
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準	
431	教育方法および学修指導は適切か。	①	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）を採用しているか。	A	A		A	A		
		②	履修科目登録の上限を適切に設定しているか。	A						A
		③	学修指導が充実しているか。	S						S
		④	学生の主体的参加を促す授業方法を用いているか。	A						A
		⑤	研究指導計画に基づき研究指導・学位論文作成指導を行っているか。（研究科）	A						A
		⑥	実務的能力の向上を目指した教育方法を用い、学修指導を行っているか。（法務研究科）							
432	シラバスに基づいて授業が展開されているか。	⑦	シラバスの内容の充実を図っているか。	A	A	A	A	A	A	
		⑧	授業内容・方法とシラバスとの整合性は取れているか。	A			A			
		⑨	シラバスの内容に対する検証を組織的に行っているか。	A			A			
433	成績評価と単位認定は適切に行われているか。	⑩	成績評価方法・評価基準を明示しているか。	S	A		S	A		
		⑪	単位認定は単位制度に基づき適切に行われているか。	S			S			
		⑫	既修得単位認定は適切に行われているか。	A			A			
434	教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	⑬	教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を実施しているか。	A			A			

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	年間の授業計画の概要(Web シラバス) https://info.kanto-gakuin.ac.jp/portal/slbsskgr.do?clearAccessData=true&contentname=slbsskgr&kjnmnNo=7
2	関東学院大学法学研究科履修規程
3	臨時大学院法学研究科委員会(2006 年 6 月 28 日)議事録
4	大学院法学研究科 2016 年度履修要綱
5	関東学院大学ホームページ「5.授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-05
6	関東学院大学ホームページ「6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-06
7	関東学院大学大学院法学研究科運営委員会に関する規程
8	関東学院大学大学院学則 第 2 章

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学研究科

基準 No	基準項目
4	教育内容・方法・成果
44	成果

大学は、学習成果を的確に評価するために、その評価方法や評価指標の開発に努めなければならない。

大学は、いずれの課程においても、明示された学位授与方針に基づき、一定の成果を修めたと認定された学生に対して、学位を授与する必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
441	教育目標に沿った成果が上がっているか。	
	評価の視点	
	①	学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。
	②	学生の自己評価、卒業後の評価を行っているか。
年度始	現状の確認	
大学院においては、専門分野の高度性から、学位の取得が学修成果を測る最も適切な指標であり、毎年適切な審査により学位取得者を輩出していることから、教育目標に沿った学修成果が上がっているといえる。 本研究科において、学生の学修成果の測定は、基本的には各担当教員または研究指導科目を担当する専修分野教員により行われている。また、研究成果については、大学院生の研究論集である『法研論集』への寄稿の機会を設けている（資料1）。さらに、博士後期課程では、掲載審査に合格すれば『関東学院法学』に寄稿することを認めている（資料2）。他にも、博士前期課程では、修士論文中間報告会を開催し、学修成果の測定を行っている。ただし、これらにより、学生の学修・研究成果を測定する客観的・具体的な方策・指標が明確化されているとはいえない。 なお、学生の自己成長評価および卒業後の評価（就職先評価や卒業生評価等）については行っていない。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 『法研論集』および『関東学院法学』への投稿制度を維持しつつ、学習成果を測定するための新たな指標開発に着手する。 ・ 学生の自己成長評価および卒業後の評価（就職先評価や卒業生評価等）制度の開発に着手する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		新たな指標開発を検討中である。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
新たな指標開発の困難性が判明した。		引き続き検討を進めていく。

項目No	点検・評価項目	
442	学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	
	評価の視点	
	③	学位授与基準、学位授与手続きは適切か。
	④	学位審査および修了認定の客観性・厳格性確保の方策を講じているか。（研究科、法務研究科）
年度始	現状の確認	
学位取得の要件については、履修規程に定め、履修要綱に明示している（資料3～11）。また、履修要綱には履修規程のみならず、博士・修士論文審査基準および修士論文中間報告評価項目に関する規程や、修士論文内規等の関連規程、履修方法や論文審査等に関わる手引きおよび日程等についても明示している。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・ 学位論文審査基準の運用を検証していく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
今年度も学位論文審査基準を適用し、審査を実施した。		引き続き適切な審査に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点	評価（評定）					
			昨年度			年度末		
			2015 年度			2016 年度		
			評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
441	教育目標に沿った成果が上がっているか。	① 学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。	C	C		C	C	
		② 学生の自己評価、卒業後の評価を行っているか。	C			C		
442	学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	③ 学位授与基準、学位授与手続きは適切か。	S	S	B	S	S	B
		④ 学位審査および修了認定の客観性・厳格性確保の方策を講じているか。（研究科、法務研究科）	S			S		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学大学院法学研究科『法研論集』
2	関東学院大学法学会『関東学院法学』
3	関東学院大学大学院学則
4	関東学院大学学位規則
5	関東学院大学大学院研究科博士後期課程を経た者の学位論文審査に関する取扱内規
6	関東学院大学大学院研究科博士後期課程を経ない者の学位論文審査に関する取扱内規
7	関東学院大学大学院法学研究科履修規程
8	関東学院大学大学院法学研究科修士論文内規
9	関東学院大学大学院法学研究科博士・修士論文審査基準および修士論文中間報告評価項目に関する規程
10	大学院法学研究 2016 年度履修要綱
11	関東学院大学ホームページ「6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-06

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学研究科

基準 No	基準項目
5	学生の受け入れ

大学は、その理念・目的および教育目標を効果的に実現できるよう、学生の受け入れ方針および学生収容定員を定める必要がある。

大学は、入学者の選抜にあたり、その受け入れ方針を基礎とし、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒および外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な選抜制度を採用し、また運用するよう努める必要がある。

大学は、学生収容定員と在籍学生数の比率を適切に維持しなければならない。また、教育効果を十分にあげるために、過度な学生増は避け、大学の規模に見合う学生数を収容することが重要である。

大学は、入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づいて公正かつ適切に実施されているかについて定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
501	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示しているか。	
	評価の視点	
	①	求める学生像（入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を明示しているか。
	②	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との整合性は取れているか。
	③	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示しているか。
	④	障がいのある学生の受け入れ方針があるか。
年度始	現状の確認	
ホームページおよび募集要項などの広報媒体で入学者受入方針を公開している（資料1～3）。		
入学者受入方針において、法学研究科が求める基礎学力として大学で修得しておくべき内容については明示されていない。		
障がいのある学生の受入方針は、大学全体の姿勢に準じて法学研究科も対応している。受験生からの事前の申し出には、原則として来校していただき、就学上の措置まで見据えて、出願する研究科・専攻と直接、事前相談に応じている。その上で、研究科・専攻の各入学試験において適切な措置をとり、障がいのある学生も公平に受け入れている。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・入学に際して必要な基礎学力の水準を、入学者受入方針に明記するよう努める。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
入学者受入方針は明示している。		再策定後も適切な情報開示に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
3 ポリシーの再策定が終了していない。		3 ポリシーの再策定を進める。

項目No	点検・評価項目	
502	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	
	評価の視点	
	⑤	学生募集方法、入学者選抜方法は適切か。
	⑥	入学者選抜において透明性を確保するための措置は適切か。
年度始	現状の確認	
学生募集および入学者選抜は、文部科学省の定める「大学入学者選抜実施要項」に則り、大学院入学者選抜規程を定めて実施している。大学院入学者選抜規程により大学入試委員会を設置し、研究科の入学試験に関わる基本事項を審議している。大学入試委員会では入学者選抜方法、入試日程、入試実施体制、入試査定原案（入試区分毎の合格者数）などを審議する（資料4、5）。 法学研究科では、学生募集について、大学院学生募集要項等の広報印刷物によって各入学試験の出願資格および選考方法を明示し、適切に入学者選抜を行っている。 受験資格、選抜方法についても、入試区分ごとに詳細に定義し、入試広報やホームページで公開している。 入学試験区分ごとの募集要項を公開するとともに、受験生に対して前年度の試験問題を公開して示すことで、入学者選抜における透明性を確保している。 入学者の選抜にあたっては、出願書類（社会人入学試験）、面接、筆記試験について厳正に評価し、研究科委員会において合否判定を行うことにより、公正性と透明性を確保している。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・引き続き、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を実施する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
学生募集・選抜は適切に実施した。		引き続き適切な実施に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

項目No	点検・評価項目	
503	適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	
	評価の視点	
	⑦	収容定員に対する在籍学生数比率は適切か。
	⑧	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関して対応しているか。
年度始	現状の確認	
2016 年度における定員充足率（収容定員に対する在籍学生数比率）は博士前期課程 0.06（収容定員 16 名：在籍学生数 1 名）、博士後期課程 0.00（収容定員 6 名：在籍学生数 0 名）であり、適正の範囲を下回っている。入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年間の平均も博士前期課程 0.25、博士後期課程 0 であり、適切な範囲を下回っている。今後、一層の努力と工夫によって入学者を増やす必要がある。 博士前期課程については、社会人入学者や学内推薦入学者が多く、教育課程の編成・実施方針や学位授与方針に則った教育内容の充実をはかりつつ、研究科ホームページ等による広報に努める。2015 年度は、2014 年度に引き続き、法学研究科の企画による公開講座を新たな広報活動として行ったが、2016 年度入試の志願者は 0 名にとどまり、成果を上げたとはいえない。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・入試広報の強化に努めると同時に、社会人教育や生涯教育を通して受講者や履修生を増やす努力をしていく。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
入試広報を強化し、研究科の告知に努めた結果、受験者数が増加した。		引き続き入試広報の強化に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
充実した広報のためには予算が不足している。		予算の確保に努め、成果があがるまで広報活動を強化する。
社会人への広報がまだ不足している。		社会人への広報強化に努める。

項目No	点検・評価項目	
504	学生募集および入学者選抜は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	
	評価の視点	
	⑨	定期的に検証を行っているか。
年度始	現状の確認	
大学入試委員会において、当年度の学生募集および入学者選抜結果について検証し、次年度の学生募集戦略および入学者選抜方法、入試区分毎の募集人数を検討している。 研究科委員会をはじめ各委員会組織で学生募集および入学者選抜の適切性を検証している。 法学研究科では、学生募集および入学者選抜について、毎年研究科委員会において審議・決定しており、査定基準の策定も研究科委員会において決定している。大学院の入学試験結果については大学入試委員会等で報告し、全学的に入試実績を共有している。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・現在の検証体制を維持する。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
定期的な検証を継続している。		引き続き検証を継続する。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
501	入学者受入方針（アドミッ ション・ポリシー）を明示 しているか。	①	求める学生像（入学者受入 方針（アドミッション・ポ リシー））を明示している か。	A	B	C	A	B	B
		②	学位授与方針（ディプロ マ・ポリシー）と入学者受 入方針（アドミッション・ ポリシー）との整合性は取 れているか。	A			A		
		③	入学者受入方針（アドミッ ション・ポリシー）に当該 課程に入学するにあたり、 修得しておくべき知識等の 内容・水準を明示している か。	C			C		
		④	障がいのある学生の受け入 れ方針があるか。	A			A		
502	入学者受入方針（アドミッ ション・ポリシー）に基づ き、公正かつ適切に学生募 集および入学者選抜を行っ ているか。	⑤	学生募集方法、入学者選抜 方法は適切か。	A	A	C	A	A	B
		⑥	入学者選抜において透明性 を確保するための措置は適 切か。	A			A		
503	適切な定員を設定し、学生 を受け入れるとともに、在 籍学生数を収容定員に基づ き適正に管理しているか。	⑦	収容定員に対する在籍学生 数比率は適切か。	C	C		B	B	
		⑧	定員に対する在籍学生数の 過剰・未充足に関して対応 しているか。	C			B		
504	学生募集および入学者選抜 は、入学者受入方針（アド ミッション・ポリシー）に 基づき、公正かつ適切に実 施されているかについて、 定期的に検証を行っている か。	⑨	定期的に検証を行っている か。	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針 (http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/content/files/about/disclosure/disclosure_1-3.pdf)
2	法学研究科アドミッションポリシー (http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/hougaku14/index.php?id=5)
3	2016 年度 大学院学生募集要項
4	関東学院大学院入学者選抜規程
5	関東学院大学入試委員会規程

2016 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名

法学研究科

基準 No	基準項目
7	教育研究等環境

大学は、教育研究組織の規模や特性に応じて、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備するとともに、大学の理念・目的を実現するために適切な施設・設備等を整備し、学生の学修と教員の教育研究環境を整えなければならない。とりわけ使用者の安全・衛生の確保に万全を期するとともに、学生の立場に立ったキャンパス環境の形成に努めることが重要である。

大学は、適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する必要がある。また、図書館ネットワーク等を利用した、国内外の教育研究機関との学術情報の相互提供システムを講築することも重要である。

大学は、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）等のスタッフを適切に配置し、学生の学修および教員による教育研究活動を支援すると同時に、教員研究費・研究室・研究時間の確保に留意し、また、研究倫理に関する規定類を明文化するなど、教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整備する必要がある。

I. 自己点検・評価

1. 自己点検（振り返り）

(1) 現状の確認 【年度始】

年度開始時の現状について、「点検・評価項目」毎に、「評価の視点」の状況を踏まえ、具体的・簡潔に記述してください。

(2) 方針・目標・取組・改善方策等の設定 【年度始】

年度開始時に、上記（1）に基づき、今年度の方針・目標・取組・改善方策等を設定し、箇条書きしてください。

(3) 点検（振り返り） 【年度末】

年度末に、上記（2）に対して、点検（振り返り）を行い、その内容を次のとおり記述してください。

⇒ 「効果が上がった事項」もしくは「改善された事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、箇条書きしてください。

⇒ 「改善すべき事項」がある場合は、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、箇条書きしてください。

項目No	点検・評価項目	
704	教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	
	評価の視点	
	⑪	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備を整備しているか。
	⑫	ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、技術スタッフなど教育研究支援体制を整備しているか。
	⑬	教員の研究費・研究室および研究専念時間は確保されているか。
年度始	現状の確認	
大学院生専用の共同研究室があり、個人用の机、ロッカー、ライトについては、定員に見合う分が用意されている。教育方法からみて十分な水準と判断される。 法学研究科は小規模であり、在籍者も少なく、TA、RA等の教育研究支援体制の必要性も切迫したものでなく、現在これらは設けていない。 法学文献検索情報サービス等の図書館データ・ベース利用、コピー券配布など研究助成に関する措置について、法学部全体の予算配分と調整しながら大学院生の利用を確保している。また、大学院生の研究に不可欠な図書については、大学院に割り当てられる図書予算と、教員配分予算により、可能な限り大学院生の要望に応じて図書館に収蔵する努力を継続している。 教員の研究費・研究室については確保されている。研究専念時間については学部間や教員間で差があり、一律的な確保が難しい状況である。		
年度始	方針・目標・取組・改善方策等の設定	
・教員の研究費および研究室については2015年度の現状を維持する。教員の研究専念時間については、一律に必要時間を設定することが困難なため、個々の状況に応じた時間の確保に努める。		
年度末	点検（振り返り）	
効果が上がった事項 もしくは 改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
移転予定の3号館における環境整備に注力した。		引き続き、環境整備に努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		特になし。

2. 自己評価（評定）

年度末に、上記「1.」で実施した点検（振り返り）の結果に基づき、各項目について4段階（S, A, B, C）による評価（評定）を行い、その結果を記入してください。評価の方針（原則）については、実施要領の別紙⑦「自己点検・評価シートにおける評価（S, A, B, C）方針」を参照してください。 【年度末】

項目No	点検・評価項目	評価の視点		評価（評定）					
				昨年度			年度末		
				2015 年度			2016 年度		
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準
704	教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	⑪	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備を整備しているか。	A	A		A	A	
		⑫	ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、技術スタッフなど教育研究支援体制を整備しているか。	A			A		
		⑬	教員の研究費・研究室および研究専念時間は確保されているか。	A			A		

※ 評価基準：基準項目に対する評価

評価項目：点検・評価項目に対する評価

評価視点：評価の視点に対する評価

3. 根拠資料

上記「1.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
	なし